

廃棄物処理業の許可に関するお知らせ

環境省環境再生・資源循環局

一般廃棄物及び産業廃棄物処理業の許可の更新に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項、第 7 条第 8 項、第 14 条第 3 項、第 14 条第 8 項、第 14 条の 4 第 3 項及び第 14 条の 4 第 8 項の規定により、許可の更新の申請に当たって、行政庁による処分がされるまでの間は、従前の許可の有効期間の満了後も当該許可がなおその効力を有することとされています。

このため、一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者の有する許可証に記載されている有効期限が切れている場合でも、既にその許可の更新の申請が受け付けられ、地方公共団体による審査がされている間は、許可は引き続き有効です。

地方公共団体においては、許可の更新申請を受け付けた旨の文書を申請者に交付している場合がありますので、これによって、廃棄物の処理業者がした許可の更新の申請が受け付けられているかどうかを確認することができます。

詳しくは、一般廃棄物については市町村の一般廃棄物担当部局へ、産業廃棄物については都道府県（いわゆる政令指定都市又は中核市にあっては、市）の産業廃棄物担当部局へお問い合わせください。